

## 設 置 要 綱

### 1 設置趣旨

札幌市環境プラザの運営及び事業を効果的・効率的に行い、広く市民の意見を反映するため、有識者や公募委員等による「札幌市環境プラザ運営協議会」を設置する。

### 2 協議事項

札幌市環境プラザ条例に定められた以下の事業と運営について討議する。

- (1) 環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること
- (2) 環境の保全に関する学習事業の実施に関すること
- (3) 環境の保全に関する市民の自主的な活動及び交流の支援に関すること
- (4) 環境の保全に関する技術の普及に関すること
- (5) 札幌市環境プラザの施設使用に関すること
- (6) その他札幌市環境プラザの設置目的を達成するために必要な事業

### 3 組織

- (1) 「札幌市環境プラザ運営協議会」は、学識経験者等のうちから指定管理者が選任する委員10名程度をもって組織する。
- (2) 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。
- (3) 委員の任期は2年以内とする。
- (4) 委員の再任は妨げない

### 4 会議

- (1) 協議会は傍聴できるものとする。

### 5 事務局

- (1) 協議会の運営にあたって、開催日程・場所の調整、委員の招集、資料作成、議事録作成等を行なう事務局を置く。
- (2) 事務局は札幌市環境プラザの指定管理者とする。

### 6 その他

- (1) 協議会は、市民意見の反映を図るため、市民が自由な意見交換を行う機会を開催するなど、必要と判断した策を講じることができる。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。